

九州共立大学自由ヶ丘会館使用規程

平成22年学園規程第4号

施行：平成22年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、九州共立大学(以下「本学」という。)が所管する自由ヶ丘会館について、学外者に臨時使用させる場合の必要な事項を定めるものとする。

(施設使用の許可)

第2条 事務局長は、次の各号に該当する場合を除き、学外者に施設使用を許可することができる。

- (1) 正課授業及び本学行事等の都合により、支障があると認められる場合
- (2) 施設及び附属設備を破損するおそれがあると認められる場合
- (3) 施設の使用目的が不相当と認められる場合
- (4) 学内の取締り及び保安上不相当と認められる場合
- (5) その他不相当と認められる場合

(使用願の申請)

第3条 施設使用申請者(以下「使用者」という。)は、別表第1の「自由ヶ丘会館使用許可願」により、原則として使用日の7日前までに事務局長に申請しなければならない。

(使用許可手続)

第4条 事務局長は、「自由ヶ丘会館使用許可願」の記載内容を調査し、支障がないと認めるときは、別表第2の「自由ヶ丘会館使用許可書」を使用者に交付することができる。

2 「自由ヶ丘会館使用許可書」は、これを他に転貸してはならない。

(損害の弁償)

第5条 使用者は、使用施設及び用具類を破損又は紛失した場合は、使用者においてその損害を弁償しなければならない。

(施設使用時の管理)

第6条 施設の使用については、すべて本学の係員の指示によること。また、火災、盗難の予防その他施設の管理上必要がある場合、本学の係員は随時使用中の施設に立ち入ることができるものとする。

(使用時間)

第7条 施設の使用時間は、原則として午前8時30分から午後9時までとする。

(使用料の徴収)

第8条 施設使用料の額は、別表第3に定めるとおりとする。ただし、事務局長が特別の事情があると認めた場合は、使用料を減免することができる。

2 光熱及び備品等を使用するときは、これに要する費用として別表第3の基準に基づき徴収する。

3 水道料については、実費相当額を徴収する。

4 使用後の後始末に経費を必要とするときは、別に実費を徴収する。

(使用料の前納)

第9条 前条に定める使用料は、原則として使用許可の際に納めるものとする。ただし、前条第3項及び第4項については後納とする。

(使用料の返還)

第10条 既納の使用料は、次の各号の場合に限り返還する。

(1) 不可抗力により使用することができなかつたことを、事務局長が認めたとき。

(2) 使用日の前日までに使用の取消しを申し出たとき。

(雑則)

第11条 施設の利用者は、この規程に定めるもののほか、本学の諸規程等及び指示に従わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(旧規程及び旧要綱の廃止)

2 九州共立大学自由ヶ丘会館使用規程(平成3年学園規程第6号)及び九州共立大学自由ヶ丘会館設備のピアノ等使用要綱(平成5年学園内規第4号)は、廃止する。

別表1 使用許可願（第3条関係）

担当	総務課	主査	係長	総務課長	事務局長

年 月 日

自由ヶ丘会館使用許可願

九州共立大学 事務局長 殿

所属・団体名 _____

責任者氏名 _____ 印

連絡先(住所)〒 _____

自由ヶ丘会館を使用したいので、許可をお願いします。
 使用の際には、自由ヶ丘会館使用規程の遵守をお約束いたします。
 当日は以下の欄に記入いただいた項目を看板に記載し、会場前に設置します。

使用目的・名称	
開催時間 <small>(催しが実際に開催されている期間をご記入ください)</small>	平成 年 月 日() 時 分 ~ 時 分

使用する場所を で囲み、日時を記入して下さい。

場 所	印	日	時
4階	多目的ホール	平成 年 月 日()	時 分 ~ 時 分
	控室	平成 年 月 日()	時 分 ~ 時 分
3階	()	平成 年 月 日()	時 分 ~ 時 分
	()	平成 年 月 日()	時 分 ~ 時 分
	和室	平成 年 月 日()	時 分 ~ 時 分
	茶室	平成 年 月 日()	時 分 ~ 時 分
2階	食堂・ホール	平成 年 月 日()	時 分 ~ 時 分
1階	レストラン・ホール	平成 年 月 日()	時 分 ~ 時 分
その他	()	平成 年 月 日()	時 分 ~ 時 分
前日準備		有・無	時 分 ~ 時
空調設備		冷房・暖房	使用する・使用しない
人数	名	駐車場使用台数	バス： 台
貸出備品			乗用車： 台
備考 _____			誘導係： 人

注1) 3階の使用申請時は生涯学習研究センターへ予約状況を事前に確認してください。

注2) 4階 多目的ホールでの飲食は禁止となっておりますので御了承ください。

平成 年 月 日

別表2 使用許可書(第4条関係)

殿

九州共立大学事務局長

自由ヶ丘会館使用許可書

使用許可日時

場 所	日	時
多目的ホール(控室)		
小会議室		
小会議室		
和室		
茶室		
2階レストラン		
2階食堂		
1階食堂		
その他()		

使用料 (単位/円)

項 目	使用料(1時間)	ご利用時間(時間)	使用料合計
施設使用料			
冷 暖 房			
電 気			
特殊装置(プロジェクター、マイク)			
ピアノ使用料			
音響反射板			
警備料			
計			
消費税			
合 計			

- 1 使用前にこの許可書及び身分証明書(学生証等)を管理人に提示すること。
- 2 使用後は、整理整頓・火気・戸締まりに注意し、管理人に終了を知らせること。
- 3 使用料は、ご利用になる1週間前までにお振り込み下さい。

西日本シティ銀行 折尾支店
普通預金 1225304
学校法人 福原学園
理事長 福原 弘之
(ふくはら ひろゆき)

別表3 施設使用料（第8条関係）

施設	平日・休日	使用料 (円/時)	冷暖房 (円/時)	電気料 (円/時)	特殊装置 (円/時)
多目的 大ホール	平日	1,500	2,500	300	映像装置 1,000 マイク設備 500 ピアノ 500
	日曜・休日	3,000	2,500	300	
中会議室	平日	600	1,000		マイク設備 500
	日曜・休日	1,200	1,000		
小会議室	平日	150	250		
	日曜・休日	300	250		